

川崎市上下水道局 長沢浄水場
排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに
処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

第2回質問に関する回答

令和5年10月

川崎市上下水道局

本質問回答書は、令和5年9月11日（月）午前9時から9月15日（金）午後5時までに受け付けた、川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業の要求水準書（案）に関する質問への回答を記載したものです。

本回答書は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更となる可能性があります。詳細につきましては、入札説明書等で示します。

なお、質問受付数は、以下のとおりです。意見につきましては、回答等いたしませんので、ご了承ください。

質問

第 1 本事業の概要		
1	事業の目的	
2	事業者を求める役割	
3	事業内容に関する事項	11件
4	対象施設	18件
5	本事業に係る基本事項	29件
6	本事業における留意事項	13件
第 2 事前調査設計業務に関する要求水準		
1	基本事項	2件
2	事前調査業務の要求水準	9件
3	設計業務の要求水準（共通事項）	15件
4	設計業務の要求水準	37件
第 3 工事業務に関する要求水準		
1	基本事項	
2	工事業務	9件
3	工事監理業務	
第 4 運転維持管理業務に関する要求水準		
1	基本事項	42件
2	運転維持管理業務	27件
別紙		
	別紙10 耐震設計基準書 補強編（川崎市上下水道局）	
	別紙11 各種申請・手続きの一覧表（想定）	
	別紙12 一次濃縮槽 耐震補強概要図（参考図）	
	別紙13 一次濃縮槽・二次濃縮設備 機械設備更新図（参考図）	
	別紙14 一次濃縮槽・二次濃縮槽設備 電気設備更新図（参考図）	
	別紙15 新排水処理棟 建築図面（参考図）	1件
	別紙16 新排水処理棟 機械設備更新図（参考図）	
	別紙17 新排水処理棟 電気設備更新図（参考図）	1件
	別紙18 既設擁壁等 撤去復旧図（参考図）	
	別紙19 残置擁壁位置図（参考図）	
	別紙20 新排水処理棟 造成計画図（参考図）	1件
	別紙21 場内配管整備概要図（参考図）	2件
	別紙22 工事監理業務（一般業務）	
	別紙23 公共建築物点検マニュアル	
その他		3件
合計		220件

要求水準書（案）等に関する質問・回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					内容	回答
1	本書の位置づけについて	1						「本事業の入札説明書と一体のものとして位置付ける」とありますが、実施方針以降、入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表までに開示されるものすべてが入札説明書と一体のものと位置付けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書で示します。
2	施設の供用開始と引き渡しについて	3	第1	3	(4)	ウ		建設JVの業務期間は「令和6年6月～令和14年3月」と想定され、「新設脱水機は令和12年3月までに供用開始」とされております。 供用開始は即ち、施設/設備が検収され、建設JVから上下水道局殿へ引渡しされることを意味し、施設/設備の管理責任もその時点で移行するという理解で宜しいでしょうか。 また、他の施設/設備も同様に、供用開始された時点で上下水道局殿へ引き渡されるものという理解で宜しいでしょうか。	工事完成時の引渡しによって本市の資産となります。 契約約款上の契約不適合責任期間は建設JVの責となります。 なお、施設、設備の管理は、工事完成引き渡しと同時に建設JVから運転維持管理JVに引き継がれます。
3	事業スケジュール	3	第1	3	(4)	ウ		建築確認申請に含まない造成工事や準備工事は、貴市との協議が成立したもから工事着手してよろしいでしょうか。	事業者提案により、本事業が「川崎市環境影響評価に関する条例」の手続きを要する場合、条例の評価対象は事業全体となり、全ての工事種目につき条例の着手制限が適用されます。 なお、全ての工事において、基本的に本市との単価合意成立後、工事着手してください。
4	土壌汚染調査について	4	第1	3	(4)	エ	(7)	土壌汚染調査について、特定有害物質のどの有害物質の試験が含まれているか明確に回答を頂けますでしょうか。	設計期間に市環境局と協議（資料等調査）を行い、指示のあった事項について調査を実施するものと想定しています。
5	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(7)	表1-1 工事の事前・事後に環境影響評価に基づく調査を行う」と記載されています。 本事業は「川崎市環境影響評価に関する条例」の対象事業には当たらないと理解しておりましたが、本事業におけるどのような行為が対象事業に当たるのでしょうか。 環境影響評価の要否は、工期と費用への影響が非常に大きいため現時点で明確にすべき内容と考え、ご質問いたします。	事業者提案により、本事業が川崎市宅地開発指針に規定する「土地の形の変更」に該当する場合は、都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」に該当し、「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1」に規定する「開発行為」として事業区域面積により第3種行為としての手続きが必要とされます。なお、要求水準書（案）第1「3 事業内容に関する事項 表1-1」に環境影響評価調査に関する記載がありますが、主な内容欄の「・事後」を削除する修正をします。修正した要求水準書は、入札公告時に公表します。 また、同条例の手続きを要する場合、実施方針（案）第3「3 各業務の参加資格要件」に、手続きを行う者の資格要件として「平成25年4月1日以降に国、地方公共団体または地方共同法人が発注した委託業務において、環境影響評価に関する法律に基づく調査及び準備書等の書類を作成し、手続きを行った実績を有すること」という項目を追加します。

6	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(7)	表1-1	本事業が「川崎市環境影響評価に関する条例」の対象事業となるか、事業提案前に確認が必要と考えます。対象となった場合、調査期間により事業整備が工期に間に合わない可能性があると考えます。提案前に、貴局にて確認していただけませんか。	対象事業となるかについては、No.5の回答を参照ください。工期については、第3種行為としての手続きとなるため、本事業のスケジュールで示されており、令和13年度までに事前調査設計業務及び工事業務が完了できると想定しています。
7	設計に伴う各種申請等業務について	4	第1	3	(4)	エ	(7)	表1-1	建築主は上下水道事業管理者とありますが、廃棄物処理施設設置許可申請につきましても上下水道管理者名で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	事前調査業務	4	第1	3	(4)	エ	(7)		建築確認申請に必要な既存不適格調書の作成等は、対象が浄水場全体におよび事業範囲外の施設も対象となることから、貴局にて実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。また、不適格建築物が現存する場合は、必要な措置については、すべて貴局所掌との理解で宜しいでしょうか。	既存不適格調書については、閲覧資料No.12建築確認申請書類「3.既存建築物の法適合調査に関する法12条5項報告書」のとおり、直近は令和4年度に報告、今年度の是正工事にて敷地内全ての建築物が法適合されたものとなります。よって、既存不適格調書の作成等は想定しておりません。なお、ご懸念の事案が生じた場合、別途協議の上、対応を検討するものと考えます。
9	運転維持管理業務について	5	第1	3	(4)	エ	(イ)	表1-2	計画外修繕業務の費用は別途精算との理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理委託契約書（案）にて示します。
10	運転維持管理業務	5	第1	3	(4)	エ	(イ)	表1-2	「表1-2.運転維持管理業務の業務範囲」内の計画修繕業務に「本事業の新設設備について、更新基準年数に基づく予防保全を目的とした計画的な修繕を行う。」とありますが、事業者にて更新基準年数の間に大規模修繕や更新などが必要と判断した場合に提案に含めてよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）P13表1-13更新基準年数」を達成可能な能力を満足出来ることを前提に、監視制御設備を除いた機器については、更新基準年数より前に更新したほうが、運転維持管理業務やライフサイクルコストに有利であれば、提案は妨げません。ライフサイクルコストの低減などについては多くの事業者からの提案のうち最も効果的な提案を評価します。なお、要求水準書の計画修繕業務に記載があるとおり、建築物及び建築設備の計画修繕は本市にて行います。
11	汚泥運搬・処分業務について	5	第1	3	(4)	エ	(イ)	表1-2	汚泥運搬・処分業務は、事業開始当初から実施するものでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	浄水発生土（脱水ケーキ）の性状管理	5	第1	3	(4)	エ	(イ)		性状管理とはどのようなものでしょうか。排水処理施設では排泥池からの汚泥を受け入れて処理するだけなので、事業者側で調整できるものはありません。ご教示ください。	脱水ケーキの含水率の管理となります。
13	計画水量について	6	第1	4	(1)	イ		表1-4	清掃排水等とありますが、その量・排出頻度等をご教示願います。	年間清掃計画を年度初めに計画し、清掃が重複しないよう、局内及び他事業体と日程調整しています。排水は清掃を行う水槽毎に排水量が約150[m3/hour] 以下となるようにし、数日かけて排出しています。年間排水量は、令和6年度以降の清掃計画により下記を予定していますが、この他に機器故障等による計画外の清掃排水を行うことがあります。計画年間清掃排水量：約83,000m3
14	計画水量について	6	第1	4	(1)	イ		表1-4	他事業体備考欄に雨水とありますが、その量・排出頻度等をご教示願います。	定量的な測定は行っていませんので、必要に応じて調査願います。なお、参考に降水量等を下記に示します。周辺過去3か年 年間平均降水量：1800mm 降雨日数：124日

15	工事区域及び運転維持管理区域について	6	第1	4	(1)	ウ	(ア)	「長沢浄水場内の工事区域及び運転維持管理区域は、別紙2及び別紙3に示す事業範囲図のとおりとする。」との記載があります。この「別紙2及び別紙3」は実施方針(案)の「別紙2及び別紙3」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	立地条件について	6	第1	4	(1)	ウ	(ア)	本事業を計画するに当たり、敷地全体の事業範囲図(別紙2及び別紙3)のCADデータを応募予定者に配布して頂くことは可能でしょうか。	入札公告後、第3回資料閲覧にて、提示します。
17	騒音規制について	7	第1	4	(1)	ウ	(イ)	騒音測定を行う測定点を図面等にてお示し下さい。また、過去5年分の実施記録を提供ください。	現時点で、本市から提供できる実施記録等の資料は御座いません。なお、各種調査の内容・測定点・実施時期等につきましては、提案内容を踏まえた上で事業者にてご検討ください。
18	振動規制について	7	第1	4	(1)	ウ	(イ)	振動測定を行う測定点を図面等にてお示し下さい。また、過去5年分の実施記録を提供ください。	No. 17の回答を参照ください。
19	台貫設備について	10	第1	4	(2)			表1-6 12ページの「表 1-8 運転維持管理業務の対象施設」には台貫設備は記載されていませんが、10ページ「その他設備」として台貫設備仕様が記載されており、44ページの維持管理業務所掌の一部として台貫設備法令点検が挙げられています(第4-2(2)オ(イ))。 11ページの「表 1-7 整備対象施設及び整備内容」には記載がないことから、台貫設備は既設流用で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	「電気設備等」の定義について	11	第1	4	(3)			「一次濃縮槽は構造物の耐震補強・劣化補修と同時に機械設備、電気設備等を更新する」とされていますが、ここで言う「電気設備等」とは所謂プラント機械設備用の電気設備であり、建築付帯設備(管廊内照明、管廊内消防設備、コンセント、換気設備、及びこれらにかかわる電線管やケーブル、分電盤等)を意味しないものとの理解で宜しいでしょうか? 現時点で積算に資する資料提示がないため、念のためご質問いたします。	プラント機械用のプラント電気の更新を指しており、建築電気は、含んでおりません。
21	濃縮槽機器更新期間について	11	第1	4	(3)			表1-7 ※1にて一次濃縮槽土木構造物の劣化補修及び耐震補強工事期間中に設備の撤去、新設を行う。とありますが、揺寄機、可動トラフは耐震補強工事後の工事となります。 従って、汚泥引抜ポンプ、配管等、電気設備の更新工事についても揺寄機、可動トラフの更新工事と合わせて工事期間は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	運転維持管理業務の対象施設について	12	第1	4	(4)			台貫設備は排水処理施設の付帯設備であり、運転維持管理業務の対象施設との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

23	運転維持管理業務の対象施設	12	第1	4	(4)			表1-8に、継続利用施設の運転維持管理業務の業務範囲として排水処理施設周辺の場内配管と構内道路の記載がありますが、貴市と事業者の業務範囲を明確に確認したく、図面等に明示してお示しくださるようお願い致します（特に埋設配管）。	資料閲覧6 長沢浄水場排水処理施設 埋設管関係資料を参照ください。 なお、第1回、2回の資料閲覧でも提示しておりますが、今後予定している第3回資料閲覧においても閲覧可能です。
24	運転維持管理業務の対象施設について	12	第1	4	(4)			表1-8中、継続利用施設と新設施設の区分について、一次濃縮槽は土木構造物が継続利用施設、その他の設備や配管が新設施設、屋外排水槽は、躯体が継続利用施設、新設の設備が新設という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 20も参照ください。
25	ストックヤードについて	12	第1	4	(4)		表1-8	ストックヤードが撤去対象施設に該当されていますが、図面をご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 16の回答を参照ください。
26	ストックヤードについて	12	第1	4	(4)		表1-8	ストックヤードが新設施設に該当されていますが、事業運営に支障のない規模のケーキヤードのみとする事業提案としてよろしいでしょうか。	設計時に協議を行います。
27	運転維持管理業務の対象施設について	12	第1	4	(4)	※2		「なお～更新後の設備を維持管理業務の対象とする」とありますが、「維持管理業務」とは要求水準書（案）5頁、第1.3.(4).エ.(イ)にある「対象施設の点検及び維持管理業務を行う」を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	更新後の設備の維持管理業務について	12	第1	4	(4)		表1-8 ※2	貴市による更新後の浄水設備が大きく変更された場合や設備が追加となった場合は、維持管理費用は設計変更となるとの理解でよろしいでしょうか。	変更契約については協議となります。
29	撤去対象施設について	12	第1	4	(4)			撤去対象施設のストックヤードの解体工事を行うため、その竣工図が撤去の検討や工事費積算に必要となるため図面開示をお願いします。	No. 16の回答を参照ください。
30	撤去対象施設について	12	第1	4	(4)			既存排水処理棟撤去跡地について、外構仕上げは事業者提案で宜しいでしょうか。	原則として事業者提案とします。
31	業務時間について	13	第1	5	(2)		表1-10	「処理量の目安（想定）にて業務時間内及び時間外勤務（残業及び休日運転）」での対応とありますが、業務時間は36頁（4）にある8時30分から17時15分と同じという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	時間外勤務について	13	第1	5	(2)		表1-10	「処理量の目安（想定）にて業務時間内及び時間外勤務（残業及び休日運転）」での対応とありますが、時間外勤務についての制約はありますでしょうか。	業務を適正に行うのに必要な時間外勤務については制約はありません。 ただし、適正かつ効率的な運用に努める必要があります。
33	産業廃棄物（中間処理）処分業許可について	13	第1	5	(3)			浄水発生土（脱水ケーキ）（産業廃棄物）の排出主体は事業者との記載がありますが、事業者にて産業廃棄物（中間処理）処分業許可取得は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	貴市における浄水処理過程を維持する対応	14	第1	5	(4)	ア		想定される対応はどのようなものでしょうか。排泥周期の見直し、薬品注入率の強化、取水制限などでしょうか。	ご理解のとおりです。

35	浄水処理施設からの排泥水等の水質について	14	第1	5	(4)			「過年度実績と異なる条件が生じた場合においても、本市は浄水処理過程を維持するための最大限の対応をとる」との記載がございますが、最大限の対応について、想定されている範囲で具体例をご提示頂けないでしょうか。	No. 34の回答を参照ください。
36	浄水処理施設からの排泥水等の水質について	14	第1	5	(4)			事業者は排水処理過程における対応について本市と協議し、双方協力・連携しながら対応するものとするがありますが、発生費用につきましても協議対象となる理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表に倣い、協議とします。
37	汚泥の性状・成分分析結果について	14	第1	5	(6)			資料閲覧2にある資料は令和5年度であると思われます。「令和4年度」ではなく「令和5年度」の誤記との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、資料閲覧2は「令和5年度」が正となります。要求水準書の修正及び第3回資料閲覧にて修正した資料を公表します。
38	耐震性能の解析手法について	14	第1	5	(7)			「なお、動的解析などより高度な耐震計算法を用いる事業者提案は可とする」とありますが、動的解析などの高度な耐震計算法により要求水準書p.26の数量から変更があった場合は変更契約の対象となる、という認識でよろしいですか？	参考数量は参考値のため、設計変更については、協議となります。
39	新設排水処理棟について	15	第1	5	(7)			新設排水処理棟は「表1-11耐震性能(土木構造物・建築物)」における分類は建築物に該当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	更新基準年数について	15	第1	5	(8)			更新基準年数とはあくまでも基準であり、事業者が行う点検結果や突発的な故障などにより実際の更新時期は基準年数から前後しても問題がないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準のとおり、本市の実績に基づく更新基準年数をもった仕様を求めています。更新基準年数前での故障は事業者の責にて、適切に修繕等を行ってください。
41	更新基準年数について	15	第1	5	(8)			表1-13で更新基準年数が20年に満たない設備（無停電電源装置、監視制御設備、計装設備、ガス系空調調和設備）は、事業期間中の更新は貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、更新後の修繕工事についても貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。（どのような設備に更新するかがわからないので、修繕費の算出ができません）	要求水準書の記載のとおりです。No. 44を参照ください。
42	更新基準年数	15	第1	5	(8)			「本市が設定する更新基準年数を維持できる仕様とする。」とありますが、本市が設定する更新基準年数を維持できる仕様とは、メーカー保証を考量した、努力目標値として捉えるという理解でよろしいでしょうか。	メーカー保証を考慮した、努力目標ではなく、本市の実績に基づいた要求水準となります。ただし、事業期間終了以降の更新基準年数までの残存期間に対する保証を求めるものではなく、更新基準年数を満足するための設計段階の仕様決定や、計画修繕業務の実施内容（事業期間終了後に市が実施する修繕計画を含む）を求めるものになります。
43	更新基準年数について	15	第1	5	(8)			「本事業で整備する建築物及び設備等については、事業期間終了後も本市が継続して使用するため、本市が設定する更新基準年数を維持できる仕様とする。」と記載があり、本市は、表 1-13 に示す更新基準年数を独自に定め、建築物は50年の記載があります。地方公営企業法施工規則の減価償却資産の耐用年数によらないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、更新基準年数の設定については、建築物及び設備等の延命を図るために必要な保全を施すことを前提として、法定耐用年数とは別に上下水道局が独自に定めたものです。

44	更新基準年数	15	第1	5	(8)	表1-13	電気	1・2・3・5	No.4の監視制御設備は、補足に「※事業期間中の更新は本市対応とする。」とありますが、運転維持管理期間はR6年度～R30年度の約25年間に更新基準年が到来するNo.4以外の設備については、計画修繕業務としての更新も含めて、本事業の提案範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、ライフサイクルコストの低減や維持管理性の向上などについては多くの事業者からの提案のうち最も効果的な提案を評価します。
45	更新基準年数	15	第1	5	(8)	表1-13	電気	3・5	監視制御設備は更新基準年数が15年との記載があり、補足に「※ 事業期間中の更新は本市対応とする。」とありますが、同じく年数が15年の無停電電源装置、計装設備には補足に「※ 事業期間中の更新は本市対応とする。」との記載がないため、事業者側の更新対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	更新基準年数	15	第1	5	(8)	表1-13	電気	4	No.4監視制御設備とは、既設設備の「受変電・濃縮槽シーケンサ (SQC) ・脱水機シーケンサ (SQC) ・ろ過濃縮設備シーケンサ (SQC) ・ゲートウェイ」も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	更新基準年数	15	第1	5	(8)	表1-13	電気	4	監視制御設備は更新基準年数が15年との記載があり、補足に「※ 事業期間中の更新は本市対応とする。」とありますが、採用している監視装置の機種別の廃型やその影響による保守限界、オペレーティングシステムやその他のアプリケーションのサポート切れによる保守限界など、事業者の責によらず監視制御装置の更新が必要になった場合は、更新基準年数によらず貴市にて更新をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市の実績に基づいた要求水準となります。 機種の廃番やその影響による保守限界、オペレーティングシステムやその他のアプリケーションのサポート切れによる保守限界などを考慮した修繕計画を立案してください。 No.48を参照ください。
48	更新基準年数	15	第1	5	(8)	表1-13	電気	4	貴市にて記載されている監視制御設備とは、監視制御システム全体を示すもので、システムを構成している個別機器、ウィンドウズを始めとするオペレーティングシステム及びアプリケーションソフトについてはメーカー保証として15年の保証を得ることができないため、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトを含めた必要な個別機器を計画的に点検・修繕・更新を行うことで貴市独自の更新基準年数を達成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	更新基準年数	15	第1	5	(8)	表1-13	電気	4	監視制御設備は更新基準年数が15年との記載があり、補足に「※ 事業期間中の更新は本市対応とする。」とありますが、別途発注対象である監視制御設備の更新があった場合に、当該工事を請けた企業の切り替え工程などによっては、人員計画の見直しが必要になります。その場合の追加費用は設計変更の対象として頂けるという理解でよろしいでしょうか。	本業務への影響や対応等について双方協議の上で判断するものとします。

50	本事業期間終了時における本施設の 状態について	16	第1	5	(9)			「事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で貴市に引き渡す」とありますが、事業期間中の不備ではなく修繕・更新周期の到来による計画的な修繕・更新の場合は事業者負担とならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	性能を維持していることの確認	16	第1	5	(9)			「要求水準書で示す性能」とは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。	No. 53を参照ください。
52	本事業期間終了時における本施設の 状態について	16	第1	5	(9)			「なお、上記設備が、上記の期間内に～事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とありますが、不可抗力や劣化、経年化など、事業者の責によらない場合は対象外で宜しいでしょうか。	No. 53を参照ください。
53	本事業期間終了時における本施設の 状態	16	第1	5	(9)			「～本事業で整備した全ての施設について、要求水準書で示す性能を維持していることを確認し、事業終了後1年以内に更新を要することがない状態で引き渡すものとする。」との記載がありますが、基本的な性能（処理能力等、計測可能なもの）を満足しており、かつ、通常の経年変化等による軽度な汚損・劣化を除く主要な部分に大きな破損がなく良好な状態で継続した運転管理に支障のない状態であれば良いという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。 No. 52も参照ください。
54	本事業期間終了時における本施設の 状態について	16	第1	5	(9)			「事業者は、～事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で貴市に引き渡すものとする。」との記載があります。15頁表1-13 更新基準年数の「機械 水中ポンプ・バルブコントロール、建築機械 空気調和設備」は基準年数が20年となっていますが、「事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態」であれば、基準年数に達していてもそのまま貴市へ引き渡せるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 50も参照ください。
55	施設の引き渡し時の性能確認について	16	第1	5	(9)			事業者は、事業期間終了時に、本事業で整備したすべての設備について、要求水準書で示す性能を維持していることを確認し、事業期間終了後1年以内に更新を要することが無い状態で貴市に引き渡すとありますが、性能保証、更新を要することが無い状態はどのように判断されるのでしょうか。	モニタリングにて判断します。 No. 53も参照ください。
56	本事業期間終了時における本施設の 状態	16	第1	5	(9)			「本事業で整備した全ての設備」とは本事業で新設した設備であり、既設設備は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、新設施設を指します。

57	本事業期間終了時における本施設の状態	16	第1	5	(9)			「上記設備が上記の期間内に要求水準書に示された性能を下回った場合（ただし、本市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とありますが、事業者の費用負担にて修繕する対象は、貴市にて更新された監視制御設備は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	モニタリング基本計画書（案）について	16	第1	5	(11)			「別途公表するモニタリング基本計画書（案）」の公表時期をご教示願います。	入札公告と同時に公表する予定です。
59	事業者が行うセルフモニタリングについて	16	第1	5	(11)			セルフモニタリングの実施方法、実施内容、実施頻度については別途公表するモニタリング基本計画書（案）を参照することとありますが、完全準拠しなくとも事業者提案で良いとの理解でよろしいでしょうか。	セルフモニタリングについては事業者提案を基本として、本市と協議の上で詳細を決定します。
60	貴市における窓口について	16	第1	6	(2)			川崎上水、工水、他事業体からの計画排泥情報、また本事業に関わる排泥調整は長沢浄水場浄水課様での対応でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	他工事との調整	17	第1	6	(3)			排水池、排泥池の稼働について、いつ頃稼働する見込みなのでしょうか。また、主要機器など詳細情報は公表されるのでしょうか。	令和7年度稼働予定です。排水池、排泥池の主要機器などの詳細情報は事業者へ情報提供を予定しています。
62	他工事との調整について	17	第1	6	(3)			その他修繕工事など（別途発注工事）とありますが、現在想定される工事についてわかる範囲でご教示願います。	現在想定されているのは、下記工事です。 ・二次濃縮機械設備移設工事 ・返送水ポンプ修繕工事(令和6年度 現場設置) ・加圧脱水機、二次濃縮設備(内容未定)
63	他工事との調整	17	第1	6	(3)			【予定している他工事】で、進行中以外の工事の発注時期と工期の想定をご教示ください。	発注前の工事の情報は提示できませんが、発注予定時期等の情報については本市のウェブサイト、入札情報かわさきの年間発注予定一覧をご確認ください。
64	予定している他工事について	17	第1	6	(3)			予定している他工事について、具体的な時期と内容をご教示願います。	No. 63を参照ください。
65	予定している他工事について	17	第1	6	(3)			予定している他工事について、基本設計や実施設計が完了しておりましたら、追加の閲覧資料としてご提示願います。	予定している他工事のうち、閲覧可能な資料は排水池、排泥池の詳細設計の成果品となります。成果品については、第3回資料閲覧にて提示します。
66	要求水準書等に記載のない事項への対応について	17	第1	6	(6)			「要求水準書及び～要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や運転維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」との記載があります。貴市は要求水準書に記載がないことでも無制限に対応する事を求めているわけではないと思います。具体的にどの様なことを想定されているのでしょうか。	具体的な想定はありませんが、本事業範囲として対応すべき業務で要求水準書の記載内容として網羅できていない内容としてご理解ください。本市としても無制限の対応を事業者に一方向的に求める意図はありません。No. 67も参照ください。

67	要求水準書等に記載のない事項への対応	17	第1	6	(6)			要求水準等に記載のない事項への対応について、事業者側で要求水準で求める施設性能や施設水準を發揮・維持するために、その対応の必要性が判断できるものについては対応を行います。貴市からのご指摘やご要望の場合は、要求水準等に記載のない事項への対応について見解の相違が生じる恐れがあります。その場合は、貴市にてその対応を行う必要性を説明し、双方協議で同意の上で必要な対応を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書等に記載のない事項への対応について	17	第1	6	(6)			「要求水準書等に記載のない事項への対応」については、記載されている通りかと思いますが、要求水準書に記載ない変更は、全て設計変更対象という理解で宜しいでしょうか。	「要求水準書等に記載のない事項への対応」の内容により双方協議の上で判断します。 No. 67も参照ください。
69	要求水準の変更にもなう措置	17	第1	6	(7)			「双方が必要と認めた内容」とありますが、事業者が同意できないものであれば、要求水準書の変更は成立しないという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、変更が必要な事項については、協議の上、双方合意のもと対応が行われるものです。
70	各種基準書、関係法令等について	17	第1	6	(8)			事業期間中に改正や改訂等があった場合は最新のものを適用するが、本事業の要求水準や事業者提案等に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議の上、その扱いを定めるとありますが、提案と異なる変更が必要な場合は設計変更との理解でよろしいでしょうか。	提案と異なる変更が必要となった場合には、協議します。
71	各種基準書、関係法令等について	17	第1	6	(8)			「事業期間中に改正や改訂等があった場合は最新のものを適用するが、本事業の要求水準や事業者提案等に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議の上、その扱いを定める。」と記載がありますが、入札公告から契約までの期間に改正や改訂があった場合も、本事業に影響を与える場合は協議と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	関係法令等について	19	第1	6	(8)			本事業の用途地域が準工業地域であるため、「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に該当しないという理解で宜しいでしょうか。	「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」第2条第2項第3号イより、新設排水処理棟は中高層建築物に該当するため、同条例の手続きが必要となります。 なお、同条例第3条第2項第1号より、新設排水処理棟の建築行為が「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の対象事業に該当するため、一部手続きが適用除外となります。
73	水理計算について	21	第2	1	(1)	イ		基本設計業務に「水理計算の検討」を行うとされていますが具体的には何を対象とした水利計算を想定していますでしょうか。	汚泥や排水関連の水理計算を想定しています。

74	産業廃棄物処理施設許可について	21	第2	1	(1)	エ	<p>「事業者は、各種申請・手続き（別紙 11 参照）～各種申請・手続きを行うものとする。」との記載がありますが、別紙11のNo.16 産業廃棄物処理施設許可については、第1回質問No.4の後段の回答に記載の通り、「～ただし、技術管理者及び処理責任者の設置に係る市環境局等への報告・届出は施設の設置者である貴市が行います。」設置者である貴市にて設置申請を行うとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、現状同様、中間処理施設については、貴市の自ら処分と言うことで、事業者の業の取得は必要ないものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>設置申請についてはご理解のとおりです。</p> <p>業の取得については、環境部局との事前調整において、事業者の許可取得は不要との見解が示されています。</p> <p>また、汚泥の排出主体者は事業者となり、事業者の責において処分等を行うものです。</p>
75	事前調査業務について	22	第2	2	(1)		<p>「調査項目、調査内容、調査範囲等は事業者提案とする」とありますが、契約後において貴市からの指示により追加調査の実施が必要となった場合、変更対象となる、という認識でよろしいですか？</p>	<p>工事目的物に関連する一連の施工は、原則、事業者提案となります。</p> <p>契約後に詳細設計を実施し単価合意を行います。事前の調査を行うなど極力、単価合意以降に条件変更が生じないよう対応を求めています。ただし、単価合意後に発生した条件変更による設計変更は協議となります。</p>
76	業務の実施にあたっての留意事項	22	第2	2	(2)	ア	<p>提案設計は貴市が過去に実施した測量・地質調査結果等に基づいて行いますが、貴市から頂いた測量・地質調査結果等に不備や誤りがあった場合については、実施方針の質問回答のNo. 68に記載の通り、貴市の帰責事由としてご負担と頂けるとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>本市から提供する各種資料や参考数量等は参考値のため、ご懸念の事案が生じた場合、別途協議とします。</p>
77	業務実施に当たっての留意事項について	22	第2	2	(2)	ア～キ	<p>調査結果に基づく工事費の増加は設計変更だけだとの理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 75を参照ください。
78	事前調査について	22	第2	2	(2)	イ	<p>新規地質調査を実施した結果、出現する地質や支持層深度などが異なる場合には、杭の仕様に変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合は設計変更対象という理解で宜しいでしょうか。</p>	No. 75を参照ください。
79	事前調査について	22	第2	2	(2)	イ	<p>過去に実施されたボーリングの孔口標高につきまして、GHとTPの関係性（TP=GH+〇〇）を御教示ください。一例としまして、雨水調整池築造時No. 1では「GH+69.55」、送水管01では「TP+82.76」と記載されています。</p>	資料閲覧で公開している資料は参考資料のため、事前調査を適切に行い、確認してください。
80	事前調査について	22	第2	2	(2)	ウ	<p>「構造物劣化調査」は、内面に足場を設置し、内面のコンクリートを清掃した上で、内面の近接目視による調査を行うということで宜しいでしょうか。</p>	調査方法は事業者提案とします。水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月改訂）に記載された新技術の活用等も可能です。
81	一次濃縮槽の構造物劣化補修方法について	22		2	(2)	ウ	<p>一次濃縮槽の構造物劣化診断は設計業務期間での実施と考えてよろしいでしょうか。</p>	事前調査業務期間に行い、補修範囲等を設定してください、
82	一次濃縮槽の構造物劣化補修方法について	22		2	(2)	ウ	<p>工事受注後、維持管理業務開始前に、一次濃縮槽の劣化診断のため、一次濃縮槽の水を抜く協議は可能でしょうか。</p>	時期による制約やその他工事との調整等、検討を要するため、調査断水の実施時期を確約することはできませんが、協議いただくことは可能です。
83	現地調査の結果による設計業務、工事業務について	22	第2	2	(2)	エ、オ、カ	<p>現地調査結果に伴う設計業務、工事業務の追加が発生した場合、設計変更として別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 75を参照ください。

84	屋外排水槽について	23	第2	3	(1)	ア		屋外排水槽の「設備の新設・撤去」と記載がありますが、屋外排水槽の設置位置は要求水準書（案）別紙21、P90で示された排水槽を示しているという理解でよろしいでしょうか。他にも屋外排水槽を示している場合、図示して頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。 屋外排水槽は別紙21に示されているものだけになります。
85	出水期について	24	第2	3	(1)	ウ		出水期という記載がありますが、毎年おおよそ6月1日～10月31日の期間であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	断水条件制約について	24	第2	3	(1)	ウ		出水期の定義について、具体的な期間（〇月～〇月）についてご教示願います。	No. 85の回答を参照ください。
87	断水条件制約について	24	第2	3	(1)	ウ		非出水期における断水条件として、1池運用が可能（1池は断水可能）という理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
88	断水条件制約について	24	第2	3	(1)	ウ		「※運転状況により変化するため詳細は都度協議により決定とする」とありますが、出水期において協議により最低限1池運用が可能になると理解してもよろしいですか？	ご理解のとおりです。
89	出水期について	24	第2	3	(1)	ウ		断水条件制約にある「出水期」は何月を想定されていますでしょうか。	No. 85の回答を参照ください。
90	基本条件	24	第2	3	(1)	ウ		出水期とは何月から何月までを想定していますでしょうか。	No. 85の回答を参照ください。
91	設計業務の進め方について	24	第2	3	(2)			「事業者は、基本契約等に基づき、業務計画書をはじめとする必要書類を作成し、本市が定める期日までに提出の上、確認及び承諾を得ること」とありますが、「本市が定める期日」とは事業者の提案内容や工期等を考慮し、相互に協議した上で定められる期日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	設計業務の進め方について	24	第2	3	(2)			「設計業務に係る協議は設計企業だけでなく、建設企業、維持管理企業等、対象施設に関する各担当者が出席するものとする」とありますが、「必要に応じて」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、設計業務に係る事業者側の意思決定を効果的、効率的に実施できる担当者（企業）に出席していただきたいと考えています。
93	設計業務の進め方について	24	第2	3	(2)			関係機関への提出等が必要なものについては、所定の手続きを行い、その副本を保管するとありますが、コピーの提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	事前調査・設計・工事期間においては、所定の手続き毎に副本のデータ又は書類のコピーをご提出ください。 また、事業者にて保管する副本（原本）については、各施設の引渡し時に合わせて本市へご提出ください。
94	設計図書の提出について	24	第2	3	(3)	ア	(イ)	基本設計報告書は、「第2 1 (1) イ」の結果をとりまとめる、という認識でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
95	設計図書の提出	24	第2	3	(3)	ア	(イ)	電気設備工事において、「ア基本設計における設計図書」の「(イ)基本設計報告書」に記載する事項は、P19に記載している「ウ 要綱・指針等」の内、どの資料に該当するものでしょうか。	「水道施設設計指針（日本水道協会）」、「その他本事業に関連する要綱及び各種基準等」等を参照して、工事の基本となる設計報告書の作成を想定しています。
96	設計図書の提出について	24	第2	3	(3)	イ	(イ)	詳細設計報告書は、「第2 1 (1) ウ」の結果をとりまとめる、という認識でよろしいですか？	ご理解のとおりです。

97	質問に対する回答までの日数	24	第2	3	(3)			請負者決定後に、請負者からの文章による質問や問い合わせに対して、発注者からの回答まで、最大14日以内に回答を頂けると考えればよろしいでしょうか。	質問や問い合わせの内容により、回答に要する期間は異なるため、質問に対する回答までの日数を定める予定はありません。
98	設計業務従事者の健康診断について	25	第2	3	(4)	ウ		数時間や1日間のみの現場設計従事者についても健康診断が必要でしょうか？ 月当たり〇日以上や年間〇日以上等の制限を設けていただけないでしょうか。	健康診断の検査対象は水道工事標準仕様書によります。
99	一次濃縮槽補強工事数量及び劣化改修工事数量について	26		4	(1)			表2-2耐震補強工事数量, 2-3劣化改修工事数量の算出根拠となる設計計算書をご提示いただけますでしょうか。	No. 81を参照ください。 なお、参考数量として、濃縮槽と排水槽の1槽当たりの底面積比 (1435㎡ : 62㎡) で算出するものとします。
100	一次濃縮槽補強工事数量及び劣化改修工事数量について	26		4	(1)			入札時は、表2-2耐震補強工事数量, 2-3劣化改修工事数量提示された数量での工事金額を計上し、受注後の劣化診断で耐震補強工事数量及び劣化改修工事数量が変更した場合は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 参考数量は参考値のため、設計変更については、協議となります。
101	耐震性能の解析手法について	26	第2	4	(1)	イ	(ア)	表2-2の耐震補強工事数量は、p. 14の耐震性能と解析手法による補強数量と認識しますが、本事業の耐震補強設計により工法や数量の変更が生じた場合は、変更契約の対象になる、という認識でよろしいですか？	ご理解のとおりです。 参考数量は参考値のため、設計変更については、協議となります。
102	杭基礎の補強について	26	第2	4	(1)	イ	(ア)	「杭基礎については本事業で補強対象外とするが、補強の必要性について事業者で検討を行うこと」とありますが、検討した結果を踏まえて協議し、補強の必要があるとの結論に達した場合は、変更契約の対象になる、という認識でよろしいですか？	変更契約については協議となります。
103	劣化補修工事について	26	第2	4	(1)	イ	(イ)	「事前調査設計業務等の結果を踏まえて、適切な補修範囲、補修方法を再検討する」とありますが、調査・検討の結果を踏まえて協議し、工法や範囲が表2-3の数量から変更になった場合は、変更契約の対象となる、という認識でよろしいですか？	No. 102を参照ください。
104	劣化補修工事について	26	第2	4	(1)	イ	(ウ)	「劣化改修工事数量に大きな変更が生じた場合」とありますが、「大きな変更」の具体的な指標をご提示願います。	No. 102を参照ください。
105	劣化改修工事数量変更について	26	第2	4	(1)	イ	(ウ)	「事前調査設計業務の結果、劣化改修工事数量に大きな変更が生じた場合は本市と協議する。」とされていますが、数量変更がある場合は設計変更との理解でよろしいでしょうか。	No. 102を参照ください。
106	一次濃縮槽耐震補強・劣化補修	26	第2	4	(1)	イ	(ウ)	「大きな変更」とありますが、その大小について貴市と事業者でその見解に相違が生じることが懸念されますので、定量的に示していただくか、もしくは大小に関わらず設計変更を行って頂くことは可能でしょうか。	No. 102を参照ください。

107	1次濃縮槽耐震補強工事について	26	第2	4	(1)	イ	(ア), (イ)		別紙12に図示された、耐震補強対策図及び要求水準書(案)P26に記載された耐震補強・劣化対策数量は、受注後に改めて詳細な検討を行い、その結果で設計変更になるとの理解でよろしいでしょうか。	工事目的物に関連する一連の施工は、原則、事業者提案となります。契約後に詳細設計を実施し単価合意を行います。事前の調査を行うなど極力、単価合意以降に条件変更が生じないよう対応を求めています。ただし、単価合意後に発生した条件変更による設計変更は協議となります。
108	耐震診断結果について	26	第2	4	(1)	イ	表2-2	※	「本市が実施した二次元、静的非線形解析による耐震診断結果」について、閲覧資料にありませんのでご提示願います。	入札公告後、第3回資料閲覧にて、提示します。
109	一次濃縮槽について	27	第2	4	(2)	ウ			一次濃縮槽について、出水期は2池運用とあります。出水期をお示してください。(例、〇月から〇月)	No.85を参照ください。
110	新設排水処理棟について	27	第2	4	(3)				新設排水処理棟建設について、要求水準を満たした設計であれば、平面形状、構造形式は事業者提案ということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	新設排水処理設備について	28	第2	4	(4)	イ	(ア)		「脱水機補機関係は、原則として予備機を設けること」とされていますが、対象となる補機については協議によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	機械警備について	28	第2	4	(3)	イ	(ウ)		建屋の出入り口に機械警備を設ける旨の記載がありますが、外部からアクセス出来る出入り口(扉・シャッター)全てに設置すると認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	新設排水処理棟建設について	28	第2	4	(3)	イ	(ウ)		「建屋の出入り口については、貴市が別途発注にて機械警備を設ける」とありますが、機械警備は事業者の運転維持管理業務には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、建屋の開閉鍵に伴う機械警備の操作は、事業者にてご対応ください。
114	新設排水処理設備について	28	第2	4	(4)	イ	(オ)		「機器搬入用のクレーン、ホイストは設置する機器荷重を満たすものとする」とありますが、常設するクレーン、ホイストについては保守点検用とし、更新工事については事業者にて仮設のクレーン、ホイストを使用する提案は認められるでしょうか。大規模な設備を常設するよりもLCCの低い提案が可能と考えます。	ライフサイクルコスト低減についての提案は妨げるものではありません。 なお、前記については多くの事業者からの提案のうち最も効果的な提案を評価します。 要求水準書P.28(4)イ機械の要求水準(オ)は修正します。
115	新設排水処理設備設置	29	第2	4	(4)	ウ	(イ)		「盤構成及び設置場所は、将来の設備更新や機能増設を考慮」とありますが、将来の設備更新の際の切替工事は、屋外に仮設盤を設置して更新計画を提案しても良いと理解していますがよろしいでしょうか。	別紙14 12/12のとおり、本市では電気設備盤は排水処理棟内に更新スペースを設ける想定ですが、LCCの低減や運転維持管理、電気設備盤の更新、機能増設等に支障をきたさない提案については妨げるものではありません。
116	新設排水処理設備の弱電信号について	29	第2	4	(4)	ウ	(カ)		電話設備・情報設備・非常用放送設備は既存設備を利用することとし、既存管理棟電交室より配線を行うものとの認識で宜しいでしょうか。上記の対応となる場合、既存設備の改修が発生する場合は設計変更して頂けると理解で宜しいでしょうか。	弱電信号に関する事項は設計変更含め、協議となります。

117	新設排水処理設備の自動火災報知設備について	29	第2	4	(4)	ウ	(オ)	自動火災報知設備はP型I級複合盤を監視室に設置することとし、浄水本館に設置の受信機へ火報信号を全点移報すると考えて宜しいでしょうか。既存設備の改修が発生する場合は設計変更して頂けると理解で宜しいでしょうか。	自動火災報知設備に関する事項は設計変更含め、協議となります。
118	新設排水処理設備の避雷計画について	29	第2	4	(4)	ウ	(オ)	建築基準法上の建物の高さは20m以下としますが、建築物の高さに算入されない突出物等が発生し避雷針の設置が必要となった場合、保護レベルはレベルIVとして宜しいでしょうか。	避雷設備が必要となる場合、各種法令に準拠した構造とし、建物用途や周辺環境等により必要な保護レベルを検討してください。
119	新設排水処理設備設置	29	第2	4	(4)	ウ	(ク)	「設備系統毎に電気使用量の把握ができるようにすること」とありますが、設備系統毎とはどの設備単位でしょうか。	脱水機1台毎等、各設備単位です。
120	監視制御設備について	29	第2	4	(4)	ウ	(サ)	「管理棟にある中央監視設備～、ただし、相互通信は長沢浄水場内に留めること。」との記載があります。業務責任者等に故障発生を通知する為、重故障、軽故障等の発報を通知する、メール等の一方の発報については、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ハードウェアレベルで片方向しか通信できない一方通信等によりセキュリティが確保されたシステムについては、協議の上、判断致します。
121	監視制御設備について	29	第2	4	(4)	ウ	(サ)	「管理棟にある中央監視設備～、ただし、相互通信は長沢浄水場内に留めること。」との記載があります。業務責任者等が故障内容を把握するため、Webカメラ等による監視画面の確認は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ウェブカメラが長沢浄水場のシステムと完全に切り離されたネットワーク等であり、セキュリティ上問題ないシステムについては、協議の上、判断致します。
122	監視制御設備について	29	第2	4	(4)	ウ	(セ)	「本事業で新設した監視制御設備は、稼働から15年以降に貴市にて更新工事を発注するため、当該設備の仕様や操作性が変更されることがある。」との記載があります。44頁 オ 専門技術者による法定点検・精密保守点検 (エ)本事業で設置した、監視制御設備の精密保守点検を実施する旨の記載があります。この点検は稼働から15年目までの点検を計画しておけばいいのでしょうか。本事業で計画すべき点検期間をご教示願います。	ご理解のとおり、15年分の点検を計画ください。
123	既設排水処理棟撤去について	29	第2	4	(5)			廃掃法に従い既設排水処理設備の撤去に先立ち、廃止届が必要と思慮いたします。つきましては既設設備の申請書および許可証を開示願います。	産業廃棄物処理施設の廃止に必要な「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」に添付する設置許可証及び使用前検査済証等の写しを契約後開示します。
124	既設排水処理設備撤去	30	第2	4	(6)	イ	(イ)	「本事業で発生する機器類、盤類及びケーブル類等は、可能な限り有価物として売却処分すること。」とありますが、有価物として売却する量は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準のとおり、詳細設計時に適正な数量を算出し、可能な限り有価物として売却処分を求めます。 なお、ライフサイクルコストの低減などについては多くの事業者からの提案のうち最も効果的な提案を評価します。
125	各種基準書、関係法令等について	30	第2	4	(5)	イ	(イ)	既設排水処理棟撤去に伴い、別紙18に「既設ドライエリア擁壁について必要範囲の撤去を行うこと」と記載があります。撤去が計画において不要であれば、事業者提案によって、補強検討を行い残置も可能と考えて宜しいでしょうか。	設計時に協議を行います。

126	各種基準書、関係法令等について	30	第2	4	(5)	イ	(イ)	「一次濃縮槽側の場内道路に残置されている鋼矢板について、必要な範囲の引抜撤去を行うこと。」と記載がありますが、「必要な範囲」とは撤去が計画において不要であれば、残置という理解で宜しいでしょうか。	No. 125を参照ください。
127	各種基準書、関係法令等について	30	第2	4	(5)	イ	(イ)	「既設排水処理棟の撤去跡地については、将来、構造物が建設可能なスペース（平場）を確保すること。」と記載がありますが、事業者提案により、法面で計画することも可能でしょうか。また平場の最低必要面積をご提示ください。	要求水準書に平場の最低必要面積についての記載はありませんが、将来、既設排水処理棟と同規模の構造物を建設することを想定した撤去跡地の計画をご提案ください。
128	既設排水処理棟撤去について	30	第2	4	(5)	イ	(ウ)	将来、構造物が建設可能なスペース（平場）を確保することとありますが、簡易舗装・芝生・砂利等による簡易整備は不要との理解でよろしいでしょうか。	第2期の維持管理に支障が生じないような対応をお願いします。
129	空気圧縮機移設場所について	31	第2	4	(8)	ア	(イ)	空気圧縮機の移設場所については新排水処理棟内より適当な場所があれば事業者提案と変更いただけないでしょうか。	空気圧縮機の移設場所については、本市での設計となりますが、移設場所の提案は妨げるものではありません。 提案内容については協議とします。
130	二次濃縮設備	31	第2	4	(8)	イ		二次濃縮設備盤の移設は貴市にて実施される計画ですが、移設する二次濃縮設備盤の設置場所が不明なため、一次側ケーブルの布設工事も貴市にて発注する別途発注工事に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	設置場所は、別紙14 12/12をご参考ください。 また、一次側ケーブル敷設は、本市の別途工事に含まれます。 なお、電線管路の敷設は事業者対応となります。
131	二次濃縮設備	31	第2	4	(8)	ウ		「空気圧縮機及び二次濃縮設備盤の移設時期は、本市との協議により定める。」とありますが、切替工程を含めた移設時期については、本事業の提案範囲であるという理解でよろしいでしょうか。	切替工程、移設時期等本市で設計を行います。ただし、移設工事に関する提案を妨げるのではなく、本市での設計にあたって提案内容について協議とします。 (実施方針No. 9回答より)
132	場内配管撤去について	31	第2	4	(9)	ア	(イ)	不要となる配管を図面等で明確化していただけますでしょうか。	要求水準書（案）別紙21を参照ください。
133	屋外排水槽について	31	第2	4	(10)	ア		「数量については、一次濃縮槽の劣化改修工事数量を面積按分し、参考数量として計上している」とありますが、参考数量をご提示願います。	No. 99を参照してください。
134	躯体のクラック補修など数量について	31	第2	4	(10)	ア		躯体のクラック補修等数量について、事前調査結果で参考数量より増加した場合、設計変更との理解でよろしいでしょうか。	No. 102を参照ください。
136	工事中の給水について	33	第3	2	(4)	ア		「工事に必要となる電力、ガス、水道等は事業者自ら調達管理を行うこと」とされておりますが、水道については工事用地内の既存水道管に水道メーターを介して接続させていただき、有償にてご支給いただけないでしょうか。	事前協議の後、給水設備の使用届を提出いただいた上、水道メーターを介し有償にて水栓、散水栓等から使用が可能です。
137	近隣の調査等について	32	第3	2	(1)	イ		近隣の調査等とありますが想定している事項についてご教示願います。	一例としては、周辺の交通状況や、住居、事業所、周辺施設等の立地条件等を調査し、工事実施において配慮すべき事項を抽出、対策すること等が考えられます。

138	近隣調整について	32	第3	2	(1)	イ		「工事中に近隣調整が必要となった場合においても、事業者が主体的に対応すること。」との記載がありますが、実施方針（案）別紙9リスク分担表No.18,19,20に記載の通り、事業者の帰責事由によるものに限るとの理解でよろしいでしょうか。また、近隣住民との協定など、決め事は無いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、事業者が主体的に対応することを原則とします。 なお、事象に応じて本市も協力致します。 また、近隣住民との書面での協定はありませんが、過去工事等での配慮事項は契約後に共有する予定です。
139	近隣調整について	32	第3	2	(1)	イ		「工事中に近隣調整が必要となった場合においても、事業者が主体的に対応する」とされておりますが、原則は実施方針（案）の別紙9「リスク分担表」No.18,19,20に示されている通りと理解してよろしいでしょうか？	No.138を参照ください。
140	試運転について	32	第3	2	(2)	ウ		試運転に必要な電力も貴市より無償で提供していただけないでしょうか。	本市より無償で提供とします。
141	工事中の汚水、雑排水について	33	第3	2	(4)	イ		「工事期間中の汚水、雑排水は事業者において適切に処理すること」とありますが、工事用地内の既存汚水管、雑排水管に接続できることと理解しておりますがよろしいでしょうか。	汚水（トイレ）は汲み取り式、雑排水（他）はメーター取り付けの上、使用申請を行えば下水桝に排出可能です。
142	現場事務所及び資材置場等の用地について	33	第3	2	(4)	エ		「工事期間中の現場事務所及び資材置場等の用地については、固定資産使用許可を申請し、費用負担は事業者とする」とされておりますが、単位面積当たりの単価をご教示いただけないでしょうか。	工事期間中の長沢浄水場場内での現場事務所及び資材置場等の用地については無償となります。 要求水準書 P.33（4）工事期間中の対応 エは修正します。
143	現場事務所及び資材置場等の用地について	33	第3	2	(4)	エ		本事業の完遂にあたっては相応の現場事務所、駐車場、資機材置き場等が必要ですので、実施方針（案）の別紙2及び別紙3の事業対象範囲内だけではならず、浄水場内全域に用地を求める必要があると思料します。 川崎市長沢浄水場敷地内に活用・借用を制限される土地はありますでしょうか。	長沢浄水場内には活用・借用を制限する土地がありますので、施設所管課と事前協議が必要となります。
144	工事従事者の健康診断について	33	第3	2	(4)	カ		数時間や1日間のみの作業従事者についても健康診断が必要でしょうか。 月当たり〇日以上や年間〇日以上等の制限を設けていただけないでしょうか。	No.98を参照ください。
145	既設施設の計画修繕業務	35	第4	1	(1)			予定している内容をご教示願います。	メーカー推奨点検及び劣化箇所の修繕等となります。 No.62も参照ください。
146	更新施設の計画外修繕業務	35	第4	1	(1)			更新施設の計画外修繕は事業者の業務範囲となっておりますが、瑕疵担保期間中は貴市のご対応ということでしょうか。 また、そこで計画外の費用が発生した場合、その費用の負担は貴市という解釈でよろしいでしょうか。	更新施設の契約不適合は当該工事受注者の責となります。 なお、発生事象の内容や緊急度等に応じて本市と事業者間で協議の上、計画外修繕での対応を求める可能性があります。 計画外修繕にかかる費用の負担については運転維持管理業務委託契約書（案）を参照ください。
147	既設施設の計画外修繕業務	35	第4	1	(1)			既設施設の過去の運用状況が分からないため、事業者の解釈で積算するコストに大きな違いが生じる恐れがあります。既設施設は計画外修繕も含めて貴市にお願いしたく存じます。	No.9を参照ください。

148	産業廃棄物中間処理施設技術管理者について	35	第4	1	(1)			産業廃棄物中間処理施設技術管理者について設置は必要でしょうか。	要求水準書P37エ資格要件に示すとおり、配置しなければなりません。
149	計画外修繕について	35	第4	1	(1)			計画外修繕は、事業期間において計画外修繕金額の上限額が設定され、当該金額内で対応できるものを実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No.9を参照ください。
150	業務の範囲	35	第4	1	(1)	表4-1		表4-1業務分担表において、既設施設及び更新施設の維持管理業務が事業者となっておりますが、「P44オ 専門技術者による法定点検・精密保守点検(エ)」には「本事業で設置した、監視制御設備の精密保守点検」との記載があります。したがって、既設施設及び更新施設の監視制御設備の精密保守点検は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	業務の範囲	35	第4	1	(1)	表4-1		既設施設及び更新施設で計画外修繕業務は事業者との記載がありますが、本事業の建設JV以外の企業が実施した既設施設及び更新施設(監視制御設備)の突発的な故障対応を含む計画外修繕業務を本事業の維持管理JVで実施するものと解釈されます。本事業とは別に、貴市がご発注された既設設備及び更新施設の突発的な故障対応を本事業の維持管理JVで実施することは困難であると考えますので、事業者との記載を貴市に変更頂けないでしょうか。	計画外修繕業務は要求水準書P46(5)計画外修繕業務に示すとおりです。 No.146、147、149の回答も合わせてご確認ください。
152	維持管理業務開始時の既設設備の状況について	35	第4	1	(2)	表4-2		既設排水処理施設の維持管理業務は、令和6年7月～令和12年3月の間を想定されています。 ① 引渡される際には、更新基準年数に達している設備等は適時更新または修繕済みと理解でよろしいでしょうか。 ② 上述①が「否」であって引き渡し後に更新または修繕が必要な場合は、係る費用は上下水道局殿の負担と理解でよろしいでしょうか。 ③ 上述の期間内に更新基準年数を迎える設備等の更新または修繕に係る費用は上下水道局殿の負担と理解して良いでしょうか。	①既設排水処理施設については、適切に修繕を行っています。 ②③ご理解のとおりです。ただし、突発的な計画外の修繕については、事業者の業務範囲となります。 No.9も参照ください。
153	運転維持管理業務期間の開始時期について	35	第4	1	(2)			表4-1の業務分担は、表4-2にある「業務開始」からの適用となりますでしょうか。また、「業務開始」の時期は市との協議となりますでしょうか。	令和6年7月1日から業務開始となります。
154	提出書類について	36	第4	1	(5)			運転維持管理業務契約を締結後、速やかに提出する書類ア～ウは既設施設運転期間のものとして頂き、新設排水処理施設運転期間の提出時期は別途協議して頂けないでしょうか。令和6年度の時点では新設排水処理施設運転期間の計画書を作成するのは困難であるためお願いするものです。	記載いただいた対応を想定しています。
155	資機材調達	36	第4	1	(5)	イ		記載内容に「資機材調達」とありますが、事業者が準備する資機材調達の範囲をご教示願います。貴市が想定する以上のものを準備しようとすると、不要なコストが発生してしまいます。	自然災害等が発生した際に業務を継続するために必要な備品等を想定しています。

156	業務責任者、業務副責任者及び作業従事者について	36	第4	1	(6)			文中に「常駐」とありますが、業務時間（業務日における8時30分から17時15分）に常駐するとの理解で宜しいでしょうか。 また、有給休暇や外部研修など、やむを得ない事情により不在となる場合は考慮して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	「常駐」については、左記のご理解のとおりです。 事業者の都合による場合、業務に支障のないよう適正に人員を配置してください。
157	資格要件について	36	第4	1	(6)	エ		(ア)～(シ)に記載されている法令職や資格は既設施設運転期間に配置する内容であり、新設排水処理施設運転期間においては新設施設の特性を把握し、運転維持管理に必要な有資格者を事業者判断で適正に配置するとの理解で宜しいでしょうか。	新設排水処理施設運転期間においては、協議の上で決定致します。 なお、本業務の履行に必要な有資格者については適正に配置してください。
158	業務日、業務時間について	36	第4	1	(3) (4)			①一次濃縮槽工事中、②台風等高濁度が想定される場合の運転時間は協議と理解しておりますが、緊急対応が必要な場合は事業者判断とし、事後報告することで良いとの理解でよろしいでしょうか。	可能な限り、事前の連絡が必要となります。
159	業務責任者、業務副責任者及び作業従事者について	36	第4	1	(6)	ア	(カ)	業務責任者は、作業従事者を兼ねることはできないとありますが、作業実施を妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	業務責任者が、作業従事者の業務を実施する体制は想定していません。
160	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(ウ)	産業廃棄物処理責任者については、産業廃棄物中間処理施設技術管理者の兼務で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(ウ)、 (エ)	クレーン運転技能講習修了者とは床上操作式クレーン運転技能講習修了者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(カ)	事業者が電気主任技術者の配置を求めています。一方P44,エに電気設備点検の記載があり、事業者は貴市の電気主任技術者のもと点検作業を行うとされています。記載されている電気設備点検の業務内容的には事業者側の電気主任技術者は不要であると考えられますので事業費の高止まりを避けるために事業者側の電気主任技術者の記載については削除を検討願います。また、事業者側の電気主任技術者が必要である場合は、その理由をご教示願います。	本事業における対象設備の電気設備点検は、市の電気主任技術者の立会いのもとに行うものであり、点検計画の策定、点検作業要領書の作成、点検作業指揮等実務に関わる事項は事業者の責において行うものであることから、事業者の電気主任技術者を配置するものとしています。 なお、電気事業法第43条に規定される電気主任技術者は、本市職員を選任します。
163	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(シ)	「公害防止管理者（水質）2級」は「水質関係第2種公害防止管理者」との理解で宜しいでしょうか。 また、配置条件として「※放流水の有無による」とありますが、要求水準書（案）33頁、第3.2.(4).ウに記載の通り、長沢浄水場はクロードシステムであり、放流水は発生しないと考えられるため「水質関係第2種公害防止管理者」の配置は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	「公害防止管理者（水質）2级以上」の配置は求めないこととします。 要求水準書P.37（6）エ資格要件については修正します。
164	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(シ)	（※放流水の有無による）と記載がありますが、詳細にご教授いただけますでしょうか。	No.163を参照ください。

165	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(シ)	(※放流水の有無による)とありますが、放流水は何を指しているのかご教示いただけますでしょうか。	No. 163を参照ください。
166	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(ス)	「その他本業務の履行に必要な資格」を有するものは必ずしも常駐する必要はなく、対象業務が発生する場合において、都度配置することは可能でしょうか。例えば、資材搬入などでフォークリフトを使用する場合、業務責任者、業務副責任者、作業従事者に有資格者がおらず別事業所から応援を呼ぶ可能性が考えられます。	「その他本業務の履行に必要な資格」については、法令に則り配置してください。
167	業務報告書について	38	第4	1	(8)			「なお、業務報告書の様式～事業者提案によるものとする」とあるので、必ずしもア～オの名称で業務報告書を作成する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。例えば「施設の運転維持管理に関する業務日誌等」と「施設の運転管理に関する日報」を1つの報告書にまとめるなどが考えられます。	報告書の記載事項については、協議の上、決定致します。
168	マニュアル作成及び整備について	38	第4	1	(9)			「また、事業者は貴市の技術継承のため～研修等を適宜行うこと」とありますが貴市向けに研修等を行うという意味ではなく、事業者内で研修等を行うという理解で宜しいでしょうか。	本市に向けた研修を意味するものです。
169	執務室等の貸与について	38	第4	1	(10)			執務室等の貸与時期は協議の上、変更させて頂くことは可能でしょうか。例えば、第1期においても新設排水処理棟内で事前準備のため作業を行い、第2期においても既設排水処理棟内で片付けなどの作業を行う可能性がございます。	協議の上で対応致します。
170	執務室について	38	第4	1	(10)			第1期、第2期の区分については、表4-2に示された期間設定であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 169も参照ください。
171	貴市の負担について	38	第4	1	(11)			土木構造物、建築物、機械・電気設備を含めた本事業に関わるすべての光熱水費（電気、ガス、水道等）が貴市負担との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書P.33 (4) ア及びP.38 (11)を参照ください。
172	貴市の負担（下水道）について	38	第4	1	(11)	ア		貴市の負担に「事務所の運営に必要な光熱水費（電気、ガス、水道等）」の記載があります。別紙21場内配管整備概要図を見ると汚水圧送管の記載あり、整備対象となっていますが、下水処理費用についても貴市の負担であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	貴市の負担について	38	第4	1	(11)	ウ		「電気」とありますが、電球・蛍光灯などの消耗品の手配・処分や不具合時の修繕などは事業者負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	貴市の負担について	38	第4	1	(11)	ウ, エ		貴市の負担に「電気・作業用水」の記載があります。こちらについては、排水処理を行うに当たり排水処理施設全体のプラント機器稼働時に使用する電気並びに作業用水との理解でよろしいでしょうか。また、使用にあたり発生する費用の負担は貴市であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

175	貴市の負担	38	第4	1	(11)	エ			プラントの稼働で使用する水（圧力水やろ布洗浄水、ポンプシール水）も作業用水に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	事業者の負担	40	第4	1	(12)	コ、サ			試薬類と燃料はどのようなものを想定されているのでしょうか。	試薬類：水質検査用 燃料：発動発電機用等を想定しています。
177	支給材料および貸与品について	39	第4	1	(13)				支給材料および支給品について記載がありますが、令和6年7月時点で予定されている、支給材料および支給品がありましたらご教示願います。	支給材料は令和6年度のろ布を予定しています。貸与品については、機械警備用のカードを予定しています。
178	安全衛生推進者について	39	第4	1	(14) (15)	イ ア			安全衛生推進者を選任する旨の記載がありますが。法令では、10人以上50人未満の事業場にて選任するものとなっておりますが、作業従事者10人未満の場合、労働基準監督署への届出は不要、選任の要件も不要であり、安全衛生推進者はこの事業を実施するにあたり、安全・衛生を管理する者の呼称であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	安全管理について	39	第4	1	(14)	ウ			貴市の主催する安全衛生委員会の開催頻度、実施場所をご教授ください。また、出席するのは業務責任者以外の従事者（安全衛生推進者など）でも可能との理解で宜しいでしょうか。	月1回程度、長沢浄水場で開催です。出席は業務責任者以外の安全衛生推進者でも可能です。
180	緊急時における従事者の配置	40	第4	1	(16)				ここで想定される緊急時とは、現場の従事者のみで対応できる範囲であり、組織的な支援を要する大規模なものではないという認識でよろしいでしょうか。	対応範囲はご理解のとおりですが、現場の従事者が出勤できない場合等で、組織的な支援が必要となるケースは想定に含めてください。
181	緊急時の対応	40	第4	1	(16)	ウ			川崎市で震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに対象施設の巡回点検を行い、異常の有無、被害状況を確認。とありますが、夜間・休日に発した震度4の地震で被害状況が少ないと判断できるときはモニター等での確認で問題ないでしょうか。	夜間・休日であっても、要求水準書に示すとおり、直ちに対象施設の巡回点検が必要です。
182	衛生管理について	40	第4	1	(15)	ウ			健康診断の検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌及び腸管出血大腸菌0-157との理解で宜しいでしょうか。	水道法21条に適する検査となります。
183	衛生管理について	40	第4	1	(15)	ウ			「事業者が発注する工事や委託業務等に従事する作業員についても同様とする」とありますが、工事を実施する前の事前調査や打合せ等により場内に入場する場合は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 98を参照ください。
184	業務引継ぎについて	40	第4	1	(18)				想定されている次期事業者への引継ぎ時期をご教授ください。	最終年度の事業終了前の3ヶ月程度と想定しています。
185	別途業務との調整	41	第4	1	(21)				「必要な法令職・資格を有する者を配置」とありますが、配置者の確保が難しい場合や本事業に必要な法令職・資格を貴市から求められた場合は都度、協議して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	必要のない法令職・資格を本市から求めることはありません。
186	別途業務における責任者の配置	41	第4	1	(21)				責任者の業務は貴市の指示のもと立会や必要な作業を行うものであり、貴市に関係する作業者の安全管理や施工管理は含まないものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

187	汚泥及び浄水発生土（脱水ケーキ）に関する測定・分析について	43	第4	2	(1)	ウ		毎業務日に行う汚泥及び浄水発生土（脱水ケーキ）の測定・分析方法、サンプリング場所は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	汚泥及び浄水発生土（脱水ケーキ）に関する測定・分析について	43	第4	2	(1)	ウ		脱水機・ろ過濃縮装置等、設備が稼働していない（汚泥及び浄水発生土がサンプリングできない）場合は測定・分析は実施しなくてもいいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	汚泥及び浄水発生土（脱水ケーキ）に関する測定・分析について	43	第4	2	(1)	ウ		管理棟外に出ることにより従事者の安全を保障できない（大雨・暴風・大雪等）場合など、やむを得ない場合は事業者判断で測定・分析の頻度を減らしても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	協議の上、判断致します。
190	汚泥及び浄水発生土（脱水ケーキ）に関する測定・分析について	43	第4	2	(1)	エ		測定頻度、測定方法、測定場所は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	ろ布交換について	45	第4	2	(3)	ク		「初年度のろ布は貴市から支給」とありますが、初年度とは令和6年度、支給されるろ布は既設施設の仕様で456枚となり令和6年度の交換は運転維持管理業務委託契約締結後～令和7年3月の間に6回実施するという理解で宜しいでしょうか。	本業務委託における令和6年度のろ布交換については5回実施、ろ布支給は380枚を想定しています。
192	更新基準年数を超えた使用について	45	第4	2	(4)			「事業期間中に更新が必要となる新設施設については本業務内で対応するものとする。」との記載がありますが、要求水準を満たし運転に支障をきたさなければ、事業期間中に更新基準年数を超えた設備等の使用は認めていただけますでしょうか。	ご質問のとおり、運転に支障が無ければ、更新基準年数を超えた新設施設の使用は可能ですが、適切な予防保全、更新計画を立案、実施してください。
193	計画修繕業務について	46	第4	2	(4)			既設施設と更新施設の計画修繕業務については貴市所掌であるとのことですが、現在想定されている対象設備、実施項目、実施年度をご教授ください。また、対象設備、実施項目、実施年度については事業者の点検結果などを参考に都度協議し、実施内容を変更して頂くことで計画外修繕が発生しないようにできる限りご協力頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期 対象設備：加圧脱水機、二次濃縮設備、排水池、排泥池工事範囲等 実施項目：メーカー推奨点検及び劣化箇所の修繕等 実施年度：設備は変わるが毎年度実施 ・第2期 対象設備：二次濃縮設備、排水池、排泥池工事範囲監視制御設備、排水処理棟等 実施項目：メーカー推奨点検及び劣化箇所の修繕等 実施年度：適宜 <p>実施内容については事業者の点検を踏まえ、適宜対応します。</p>
194	計画修繕業務	45	第4	2	(4)	ア		更新基準年数を踏まえ、計画修繕業務の事業計画を提案し落札に至った場合、当該業務委託料は、計画修繕の実績に応じて増減しないとの理解してよろしいでしょうか。	基本的には、事業期間中の計画修繕業務として提案した内容について、事業者が実施しない項目は減額となるものと考えます。ただし、提案時点では計画修繕の対象である新設施設の具体的な仕様等は決まっておらず、計画修繕業務を一切変更することなく実施することが合理的であるとは限らないため、設備の状態に応じ設計変更も含め、対応は協議とします。

195	計画修繕業務	45	第4	2	(4)	ア		「更新基準年数を踏まえたうえで、事業計画書を立案」とありますが、技術提案書で事業期間中に監視制御設備を含め更新計画を求めるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、「要求水準書（案）P13表1-13更新基準年数」は参考値として、事業者が推奨する更新年数を制限しないものとの理解でよろしいでしょうか。	No.10を参照ください。
196	計画修繕業務	45	第4	2	(4)	ア		「更新基準年数を踏まえたうえで、事業計画書を立案」とありますが、更新基準年数の経過後に貴市にて更新する機器については、更新基準年数後の修繕計画は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	建築物及び建設設備の計画修繕について	46	第4	2	(4)	※		建築物及び建設設備の計画修繕について、具体的な修繕時期・内容は事前に事業者と協議して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業期間内に本市にて実施する計画修繕につきましては、事前に協議を行い時期を決定します。
198	計画外修繕業務	46	第4	2	(5)	ア		「計画外修繕は、本市に報告し、承諾を得た上で作業を行うこと。なお、事業者による対応が難しい内容であっても本市へ報告すること。」とありますが、その場合は貴市にて修繕業務をご発注頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本市との協議によります。
199	計画外修繕業務	46	第4	2	(5)	ア		「計画外修繕は、本市に報告し、承諾を得た上で作業を行うこと。なお、事業者による対応が難しい内容であっても本市へ報告すること。」とありますが、この場合の事業者とは運転維持管理業務に係る委託契約を行っている事業者のみに限定しているという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「事業者」とは運転維持管理業務委託契約を行っている、運転維持管理JVのことを指します。「事業者による対応」とは、同事業の協力企業等による対応についても含まれます。
200	浄水発生土（脱水ケーキ）の成分分析について	46	第4	2	(6)			性状・成分分析の項目、実施頻度、サンプリング方法、サンプリング場所は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	脱水ケーキの受入れ先の受け入れ条件に応じて、性状管理及び成分分析の提案をしてください。
201	汚泥運搬・処分業務の性状管理について	46	第4	2	(6)			「性状管理」とはトラックで運搬可能な浄水発生土という理解でよろしいでしょうか。また、成分分析の項目、測定頻度について御教示願います。	No.200を参照ください。
202	汚泥運搬・処分業務について	46	第4	2	(6)			入札時は、事業者の計画する予想脱水ケーキ量をもと汚泥運搬・処分業務に係る費用を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理委託契約書（案）にて示します。
203	汚泥運搬・処分業務	46	第4	2	(6)	ア		「浄水発生土（脱水ケーキ）の排出事業者は、事業者とする」との記載がありますが、令和5年7月に貴市が公表した本事業の実施方針（案）P18に示す維持管理JVを構成する維持管理企業各社は、産業廃棄物処分業許可証の取得は不要との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
204	有効利用について	46	第4	2	(6)	オ		「有効利用」とは産業廃棄物として埋め立て処分する以外の方法で処分するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	有効利用について	46	第4	2	(6)	オ		有効利用率100%とありますが、有価・非有価を問わず、また、有効利用用途も問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

206	有効利用について	46	第4	2	(6)	オ		事業期間中、有効利用方法は事業者の判断で変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間中、有効利用方法を新たに提案する場合は、事前に本市への情報提供・報告をしてください。 なお、有効利用について、技術提案書で提出している場合は本市との協議となります。
207	浄水発生土（脱水ケーキ）の搬出について	46	第4	2	(6)	キ		「10トン車級（9トン～12トン）」とありますが、最大積載量を示しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	植栽管理について	47	第4	2	(7)			植栽管理についての記載が無いが貴市対応でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	その他業務について	47	第4	2	(7)	ア	(ア)	初年度とは令和6年度という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	その他業務について	47	第4	2	(7)	ア	(イ)	「～等」とありますが、記載されているもの以外にも堆積物の除去を行う水槽があるのでしょうか。	記載されている水槽以外についても、事業の対象範囲内の堆積物については必要に応じて除去を行ってください。
211	清掃業務・池内堆積物の除去作業について	47	第4	2	(7)	ア	(ア)	清掃で出た夾雑物の処分はどのようにすればよいでしょうか。	要求水準書のとおり、事業者の責任において産業廃棄物として適正に処分するものです。
212	各種水槽の堆積物について	47	第4	2	(7)	ア	(イ)	「～各種水槽（～）の堆積物の除去を貴市と協議の上で年1回以上行うこと。」との記載がありますが、除去した堆積物については、貴市と協議の上、閲覧資料「長沢浄水場排水処理施設委託仕様書」22頁 1（2）ケ「屋内外排水槽類堆積汚泥の吸引・清掃・場内移送」同様 濃縮槽へ排出するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	清掃業務・池内堆積物の除去作業について	47	第4	2	(7)	イ		清掃で出た夾雑物の処分はどのようにすればよいでしょうか。	No. 211を参照ください。
214	居室・室について	別紙15						新設排水処理棟の2階平面図コンベヤ室、3階平面図脱水機室は建築基準法に基づく「室」で設計しますが宜しいでしょうか。	一般的な法令等の考え方につきましては、諸官庁にご確認いただいた上で、各種設計を行ってください。
215	新設排水処理棟電気設備更新図（参考図）	別紙17	4/11					更新対象範囲としてゲートウェイが更新対象となっておりますが、別途発注対象である管理棟のクライアントやサーバが更新された場合にゲートウェイ装置の更新や改造、試験調整などが必要になる可能性があります。その場合の費用は貴市にて別途、設計を行いそれらの費用については本事業に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	新設排水棟造成地	別紙20						新設排水処理棟造成地、地中において、図面に記載のない埋設物（コンクリート殻・木材・プラスチックゴミ等）が工事の障害となる場合には、その撤去費用と処分費用は設計変更対象となると考えて宜しいでしょうか。	No. 75を参照ください。
217	新設配管施工について	別紙21						新設配管を施工する際に、地中に不明埋設物が出てきた場合に、その撤去及び処分費用は設計変更と考える宜しいでしょうか。	No. 75を参照ください。

218	新設配管施工について	別紙 21						新設配管施工時に断水による分岐を想定していますが、新設配管の水圧試験は必要でしょうか。また必要な場合には、蓋を取り付けるための、特殊な加工が必要となりますが、どのように考えれば宜しいでしょうか。さらに、一連の作業について設計変更対象で宜しいでしょうか。	管種、口径により取扱いが異なります。水道工事特記仕様書集の水圧試験施工基準特記仕様書を参照ください。例えば、ダクタイル鋳鉄管による配管である場合は、水圧試験は必要となります。なお、工事目的物に関連する一連の施工は、原則、事業者提案となります。契約後に詳細設計を実施し単価合意を行います。その後発生した条件変更による設計変更は協議となります。
219	入札公告時期について	要求 水準 書公 表に 係る 各種 手続 き等 につ いて						実施方針（案）では、第2回質問・意見に対する回答の公表時期は「令和5年9月下旬」と記載されていますが、要求水準書（案）では「10月20日までに公表」と公表時期が延期となっております。入札公告、入札説明書等の公表、入札、契約等の時期も延期になるという理解で宜しいでしょうか。具体的な時期をご教示ください。	入札公告については、10月中旬から11月上旬へ変更になります。なお、スケジュールに変更が生じた場合は、川崎市上下水道局ウェブサイトにてお知らせ致します。
220	監理技術者について							土木・建築工事の施工管理業務が無い期間が、6ヶ月以上に及ぶ場合で現場代理人と兼務しない、土木・建築の監理技術者の常駐は不要と考えていますが宜しいでしょうか。	現場代理人ではない、監理技術者については工事に対する専任は必要ですが、常駐義務はありません。